

市政への質問

環境対策



▲連日運び込まれるごみ(クリーンセンター)

問 分別収集を徹底することで、家庭ごみの有料化は避けるべき。

答 ごみ有料化はごみ減量に有効であるが、ごみの減量化・資源化を図っていくため、分別収集が必要。現在、紙類は、地域・団体の資源ごみ集団回収運動に委ねているが、回数が少ないため、家庭内の保管場所が無くなり紙類が可燃ごみとして排出されてしまっている。これらの状況を踏まえクリーンセンターの施設整備や回収頻度、回収方法など、分別収集に伴う市民の意向も踏まえた調査研究を行いたい。

また、プラスチック類は、分別収集の努力義務が課せられており、本市においても種類や方法を検討のうえ実施する。

家庭ごみ有料化は、国も有料化を推進する姿勢を示しているように、ごみ減量化・資源化推進に効果的な手法である。

問 新しいごみ焼却施設を建設する場合の建設費と年間のごみ処理経費について伺いたい。

答 新設には120億円必要。現施設の寿命を延ばしたい。

現在の焼却施設はすでに15年を経過し、耐用年数はあと10年前後と予想している。現在の施設と同程度の施設を建設する場合、約120億円程度の経費が必要である。なお、国庫補助率も低くなっていることから、市の自主財源として80億円程度が必要と予測している(現施設の建設費用は、施設のみで60億円であるが、4年から稼働。当時は国庫補助等が4割程度で市の負担は約36億円)。

今後、更にごみの減量化を進めることにより、現施設の寿命を延ばすことや新施設の規模縮小による経費節減に努めたいと考えている。

また、17年度クリーンセンターのごみ総処理量は約3万7千トンであり、収集・焼却・埋立などによる経費は、トン当たり約3万1千円、総費用としては11億5千万円余りである。

まちづくり



▲未利用地の早期解消を(ウッディタウン中央駅付近)

1タリーに隣接するブロックには、業務・商業の複合施設が平成20年オープン予定で準備され、その他の未利用地についても、開発者である都市再生機構が進出企業の誘致を行っている。

問 新三田駅周辺、福島地区のまちづくりは、現在、どのような状況にあるのか。

答 地権者の合意形成ができていない状況。福島地区は、地域が主体となっており、地区の将来像や整備手法等が協議され、平成17年には福島地区まちづくり構想が市へ提案された。

可決した議案のあらまし

通院は小学3年生まで 入院は中学3年生まで無料に

議会が求めていた乳幼児等医療費助成の拡充

乳幼児等医療費助成制度の拡充については、3月定例会において議会の予算特別委員会が、緊急の課題である三田市の人口減少・少子化に対する施策として、早期に実現を求めていました。

それを受けて、市長から今回、通院は小学校3年生まで、入院は中学校3年生まで、それぞれ医療費を無料とするため改正する。

三田市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例

と、その経費3,180万円を増額補正する。平成19年度一般会計補正予算が提案されました。

○議員の意見

これらの議案を議決する前に議員が賛成・反対の意見を表明する討論を行いました。

反対 この制度自体に反対するものではないが助成拡充に必要な財源のめどがたつておらず、また経費が毎年かかる施策であるのに効果の事前評価がなされていない。なぜ、今の時期から実施するのか理由が説明されていない。

入院は中学3年生まで無料に

経済的支援に対するニーズが最も高い」としている。7月から助成拡充の実施を目指すのは、本年7月の受給者証の更新時期に合わせるためである。この機会を逃がせば、来年7月の更新時期まで、この施策の実施ができなくなる。子育て支援施策に1年間の空白を生じさせてしまう。経費については市民負担の増ではなく、今後、内部経費の行革を市に働きかけ、職員の人件費削減だけでなく、議会も自らの経費削減を考えたいことが必要。

○人 事

三田市農業共済損害評価委員会委員の委嘱

欠員となっていた三田市農業共済損害評価委員会に

宮脇 武弘 氏

を委嘱するもの。全会一致で同意。

人権擁護委員候補者の推薦

前任者の任期満了に伴い、その後任委員候補者として。また国において1人の増員が認められたことに伴い新任委員候補者として、

池田 泰子 氏
福西 勝弘 氏

を推薦するもの。全会一致で適任と認めることに決定。

○契 約

三輪小学校校舎大規模改修及び耐震改修工事請負契約の締結

武庫小学校校舎大規模改修及び耐震改修工事(第1期)請負契約の締結

三輪小学校と武庫小学校の校舎について、経年劣化部分の改修や耐震改修を行う工事の契約を締結するものです。全会一致で可決。

○予 算

平成19年度老人保健医療事業特別会計補正予算

その他の主な議案

○条 例

三田市長の選挙におけるビラの作成の公費負担に関する条例

公職選挙法の一部改正に伴い、市長選挙における選挙運動のために使用するビラの作成の費用の一定額について公費負担ができるようにするものです。全会一致で可決。